

資料 60-1

平成31年用寄附金付郵便葉書等及び特殊切手
「ラグビーワールドカップ2019™(寄附金付)」に
付加された寄附金の配分団体等の認可について

(諮問第1180号)



諮問第 1180 号
平成 31 年 3 月 29 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真嗣

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 横山 邦男）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 31 年用として発行された寄附金付郵便葉書等、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号。以下「オリパラ特措法」という。）第 15 条の規定に基づき発行された寄附金付郵便葉書等及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号。以下「ラグビー特措法」という。）第 2 条の規定に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金に関し、お年玉法第 7 条第 3 項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第 4 項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第 5 項の規定に基づく認可の申請が、別添 1 から別添 3 までのとおりあった。

これらについて審査した結果は、別紙 1 から別紙 3 までのとおりであり、申請内容は、お年玉法、オリパラ特措法及びラグビー特措法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同項の認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮問する。

審査結果（お年玉法関係）

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあったお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 31 年用として発行された寄附金付郵便葉書等に寄せられた寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、以下のとおりお年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、周知費用（リーフレット作成費等）等を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていることから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用等 （イ）金額 5,079,953 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 4,298,641 円 ※お年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 286,576,132 円の 100 分の 1.5 に相当する額：4,298,641 円）を超えていない。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)</p>	適	<p>配分団体の選定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年玉法第5条第2項各号のいずれかの事業を行う団体を対象としていること。また、団体の適格性に係る審査項目に不当なものは認められないこと ・評価については、事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性を評価項目とし、寄附金申請額、自己負担割合、団体の財政状況を加味することとしており、不当な項目は認められないこと ・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の評価結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。 <p>また、配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請団体から、申請に係る事業の費用内訳、当該団体の財務状況等に関する資料の提出を受け、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を決定することとしていること ・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の査定結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>配分金の用途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	<p>適</p>	<p>配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

審査結果（オリパラ特措法関係）

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号。以下「オリパラ特措法」という。）第 15 条に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に寄せられた寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、オリパラ特措法及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 「東京 2020 大会 [寄附金付] 年賀はがき」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,440 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 33,641 円 ※お年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 98,749,695 円の 100 分の 1.5 に相当する額：1,481,245 円）を超えていない。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (オリパラ特措法第 15 条、お年玉法第 7 条第 3 項関係)</p>	適	<p>配分団体の選定については、「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「オリパラ組織委員会」という。）が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、オリパラ組織委員会は、お年玉法第 5 条第 2 項各号の団体とみなされることがオリパラ特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。</p> <p>また、配分金額の決定については、オリパラ組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第 7 条第 5 項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第 7 条第 5 項関係)</p>	適	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

審査結果（ラグビー特措法関係）

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成 27 年法律第 34 号。以下「ラグビー特措法」という。）第 2 条に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に寄せられた寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、ラグビー特措法及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 特殊切手「ラグビーワールドカップ 2019™（寄附金付）」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,440 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 33,641 円 ※お年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 12,856,080 円の 100 分の 1.5 に相当する額：192,841 円）を超えていない。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (ラグビー特措法第2条、お年玉法第7条第3項関係)</p>	適	<p>配分団体の選定については、特殊切手「ラグビーワールドカップ2019™ (寄附金付)」は、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会（以下、「ラグビー組織委員会」という。）が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、ラグビー組織委員会は、お年玉法第5条第2項各号の団体とみなされることがラグビー特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。</p> <p>また、配分金額の決定については、ラグビー組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

2018-日総務第 2420 号
2019 年 2 月 25 日



総務大臣

石田 真敏 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

横山 邦男

2019 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、2019 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

1 配分団体及び配分額

別添 1 のとおり

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 2 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 3 のとおり

2019年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 182団体 配分額総額 297,525,000円

(1) 一般助成 (164団体 250,898,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業 (123団体 198,667,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
あむ	064-0809 北海道札幌市中央区南9条西13丁目1番40号	相談支援事業 相談室ぼぼの利用者宅訪問、外出支援のための送迎車両の増備事業	800,000
グループホームいちご畑	071-8122 北海道旭川市末広東2条13丁目1番10号	「グループホーム(認知症対応型共同生活介護)」除雪車更新事業	1,800,000
当麻柏陽会	078-1316 北海道上川郡当麻町6条東4丁目6番1号	地域密着型特別養護老人ホーム当麻柏陽園の入所者の通院・外出等送迎車両の新規購入事業	822,000
ボラナビ	060-0061 北海道札幌市中央区南1条西7丁目12番地5 大通パークサイドビル3階	一人暮らしの方の孤独死を防ぐ孤独死防止サービス事業	500,000
塩谷福祉会	048-2672 北海道小樽市塩谷4丁目72番地	就労継続支援B型事業ワークメイトの弁当配達・利用者移動等の為の車輛の更改事業	1,200,000
当麻町社会福祉協議会	078-1314 北海道上川郡当麻町4条東2丁目16番3号 当麻町農村環境改善センター	介護保険利用者の通院のための送迎車両の整備事業	804,000
札幌チャレンジド	060-0807 北海道札幌市北区北7条西6丁目1番地 北苑ビル2F	障がい者の働き方改革に向けた、在宅就労パソコン(PC)機密保持システムの構築によるA型賃金の向上	2,043,000
岩見沢光明舎	068-0002 北海道岩見沢市2条東14丁目2番地	指定障害サービス事務所の新規事業開拓のための、ごみ袋製造機械の新規設置事業	4,500,000
旭川NPOサポートセンター	070-8002 北海道旭川市神楽2条8丁目1-10 ニューライフコーポB-116	北海道空き家対策ネットワーク構築による、生活困窮者の就労訓練事業	4,410,000
北海道NPOファンド	064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号室	非営利公益活動の集成的成果を拡大するための社会的インパクト評価促進事業	500,000
北海道NPOサポートセンター	064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号室	ソーシャル活動でキャリアデザインを描くための分野横断型実践的学びの場「NPOの学校」を開校する。	1,148,000
古平福祉会	046-0194 北海道古平郡古平町大字歌楽町204番地	地域生活総合支援センター「いこいの家」ポイラー設備の故障による更新事業	3,750,000
地域生活支援ネットワークきらり	071-8141 北海道旭川市春光台1条1丁目4番33号	しょうがいのある子どもたちが、安心して園庭で遊ぶことができ、また楽しく遊ぶための環境整備事業	3,420,000
小坂ふくし会	017-0202 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平25番地2	あかしあの郷の送迎・通院・外出用車両の購入。	1,600,000
盛岡山王会	020-0813 岩手県盛岡市東山二丁目5番15号	入居者通院用福祉車両更改事業	1,800,000
ワンファミリー仙台	980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町4-26 リパティールハイツ二日町102	保証人のいない福祉制度対象者が、円滑に福祉制度を利用できるよう保証人の代替の仕組みを検討する事業	3,548,000
ユニバーサルデザイン・結	960-8142 福島県福島市小倉寺字中ノ内27-10	見て、触れて、共に学ぶUDのこころ育成事業	500,000
郡山コスモス会	963-0209 福島県郡山市御前南6丁目13番地	キッチンコスモス就労継続支援A型の弁当配製・販売事業拡大のため、配達車両の増車事業	720,000
ふくしま成年後見センター	960-8111 福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見・たすけあい事業	500,000
和耕会	303-0042 茨城県常総市坂手町字南原1231番1	障害福祉サービス事業所和耕学園就労継続支援B型利用者移送・農業用機材製品運搬のための車輛の更改事業	1,440,000
葛城福祉会	305-0831 茨城県つくば市西大橋本郷457-2	地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者送迎車両の更改事業	634,000
にっこりの森	300-3253 茨城県つくば市大曾根2920 堀井テナントII 2F	障害福祉サービス生活介護事業の利用者の送迎・外出用車両の増備事業	1,710,000
永翔会	311-3826 茨城県行方市矢幡2027-6	龍翔寺こども園の登園・降園・園外保育送迎車輛の更改事業	1,600,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
kosodate はぐはぐ	305-0035 茨城県つくば市松代4-10-12	働く親とその子どもが安心して自宅療養するための家庭訪問型病児保育事業	500,000
埼玉県セルフセンター協議会	330-0804 埼玉県さいたま市大宮区堀の内町1-41-7	障害者支援施設製品委託販売店の在庫売上管理効率化のためのPOSレジ整備事業	369,000
いちかわ市民文化ネットワーク	272-0834 千葉県市川市国分7-12-5	障がい者就労青年の癒しと活力を産み出す交流拠点「いるんおるんチャレンジド・カフェ」事業	500,000
千葉いのちの電話	260-0012 千葉県千葉市中央区本町3-1-6 CIDビル	電話相談員の相談対応力アップのための研修事業(第三次)	500,000
ワーカーズ・コレクティブくれよん	243-0213 神奈川県厚木市飯山2120-1	児童デイサービスで使用する送迎・外出用車両の増備事業	1,200,000
翔の会	253-0008 神奈川県茅ヶ崎市芹沢786	ともしびショップ(食堂)で生活困窮者等が就労準備の為に体験学習をする為の厨房機器の新規設備事業	729,000
ビーハッピー	259-1322 神奈川県秦野市渋沢1480-1	生活介護施設みのりの家の外出・送迎用車両の更改造業	543,000
かまくら認知症ネットワーク	247-0053 神奈川県鎌倉市今泉台4-11-2	若年性認知症生活サポート事業	500,000
虹の谷	400-0845 山梨県甲府市上今井町260-6 五幸ビル4F	健全育成を目的とした子どもたちのためのファーム教室	500,000
風の子会	125-0031 東京都葛飾区西水元5-11-3	重度障がい者の自立と地域生活への移行を目指す本人と家族への支援事業Ⅱ	500,000
緑愛会	190-0161 東京都あきる野市入野811番地	あたご苑での食事運搬のため新規温冷配膳車設置事業	900,000
みその福祉会	175-0094 東京都板橋区成増4-14-18	特別養護老人ホームケアタウン成増の入所者の安全確保及び介護者負担軽減の為に介護リフト設置事業(機器の購入)	360,000
つばさ	113-0022 東京都文京区千駄木4-23-14	障がい児・者の自立支援とボランティア育成のための合宿事業	447,000
碁スカイパーク	136-0073 東京都江東区北砂6-19-11 コスモ大島101	囲碁を通じた青少年の健全育成教室事業	500,000
日本点字技能師協会	169-8664 東京都新宿区西早稲田二丁目18番2号 日本盲人福祉センター内	点訳者のスキルアップと資格チャレンジのための研修会事業	400,000
いのちの電話	102-0071 東京都千代田区富士見1-2-32	電話相談員の相談対応力スキルアップのための研修等事業	300,000
ことばの道案内	169-0075 東京都新宿区高田馬場1-4-21 サンパークマンション102号	「オリンピック、パラリンピックに向けた視覚障がい者の自立歩行のためのことばの地図製作事業」	2,385,000
日本ファンドレイジング協会	105-0004 東京都港区新橋5-7-12 ひのき屋ビル7階	遺贈寄付に関わる中間支援団体の機能強化のための研修事業	3,829,000
HAICS研究会	101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-7-3 HKパークビルⅢ7階	介護施設や在宅医療で働く介護職員を対象に感染対策講習会を開催する事業	1,800,000
楽の会リーラ	170-0002 東京都豊島区巢鴨3-16-12 第2塚本ビル2階202号室	「ひきこもり等の自主的地域家族会の活動定着・周知のための支援事業」	1,687,000
男女平等参画推進みなと	108-0075 東京都港区港南3-4-8-111	DV被害や虐待等を受けた女性や子どもの自立に向けた支援事業	1,260,000
男女共同参画おおた	143-0016 東京都大田区大森北2-3-15 第15下川ビル4階	LGBT支援者のための相談員養成研修	1,387,000
日本基金	101-0021 東京都千代田区外神田2-1-4 大京ビル松住町別館405号	農福連携産品(障害者が主体的に関わって生産加工された産品)のブランディング・販売促進事業	3,185,000
グッドネイバーズカンパニー	141-0032 東京都品川区大崎2丁目9-1-3408	口腔機能に特化したフレイル予防「くちビルディング選手権」の地域展開を支えるファシリテーター養成事業	3,200,000
チャレンジャー支援機構	184-0004 東京都小金井市本町1-6-17 若林ビル101	知的障害者就労支援B型施設パン工房モナモナ工賃アップの為に施設増改築工事に伴うパン製造機器の増備設置事業	1,545,000
つばさ福祉会	394-0004 長野県岡谷市神明町四丁目11番14号	「希望の里つばさ」利用者の送迎用車両(寄附金付お年玉郵便葉書等寄附金受配車平成16年用)の更改造業	1,419,000
伊那芸術文化協会	396-0025 長野県伊那市荒井3500-1 いなっせビル5階 団体事務室B	高齢者福祉施設の利用者のためのアート・デリバリー事業	500,000

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
信濃の星	381-2226	長野県長野市川中島町今井1387-5	緊急時対応の非常口(避難経路)設置のための改修事業	1,980,000
つるみね福祉会	394-0048	長野県岡谷市川岸上4-12-51	入所児童の一時利用及び退所児童のための住宅を使った養育支援充実を図るための事業	2,835,000
ながのコロニー	388-8011	長野県長野市篠ノ井布施五明464番地1	障害者就労継続支援A型事業所の製本業務拡大のためのミシン入れ機の更新事業	4,500,000
フードバンク信州	381-0034	長野県長野市大字高田1029番地1	「食」を通じたセーフティネットを創出のためのフードバンク事業	1,044,000
長野県NPOセンター	381-0034	長野県長野市大字高田1029-1 エンドウビル1F	地域課題解決を目指すみんなのポータルサイト「ナガクル」充実・県内発展事業	500,000
日本聴導犬協会	399-4301	長野県上伊那郡宮田村7030-1	『聴覚障がい者500名様に、目で見、実感できる無料聴導犬体験デモ』提供事業	960,000
阿賀町社会福祉協議会	959-4402	新潟県東蒲原郡阿賀町津川664番地	上川高齢者生活福祉センター送迎用車両の増車事業	1,300,000
新潟市中央福祉会	951-8063	新潟県新潟市中央区古町通13番町5149-1	ワークセンター日和山の就労継続支援B型事業内における、クリーニング事業での生産設備機械の増備事業	2,700,000
おあしす新川	939-0642	富山県下新川郡入善町上野2803番地	デイサービスおあしす新川利用者の送迎車両の更改造業	1,200,000
愛和報恩会	939-2417	富山県富山市八尾町西川倉23-1	グループホームを利用する障がい者の送迎・通院・外出車両の更改造業	1,600,000
福井芸術文化フォーラム	910-0019	福井県福井市春山2-7-1 福井市文化会館内	視覚や聴覚に障がいのある人が文化施設に安心して来られる環境整備を実践する人材育成アクセシビリティ研修	300,000
えん	414-0006	静岡県伊東市松原771-12	「子どもも、高齢者も、障害者も」みんなで使える施設の、安全性向上のための改築工事	3,600,000
コスモス福祉会	491-0847	愛知県一宮市大和町宮地花池字中道5番地2	障害福祉サービス事業所かすみ草の利用者工賃向上のためのフードプリンターの新規設置事業	1,170,000
愛知家族会	489-0924	愛知県瀬戸市城ヶ根町47の63	薬物依存症問題解決フォーラム開催	261,000
フェミニストサポートセンター・東海	461-0004	愛知県名古屋市中区葵3丁目25-20 ニューコーポ千種橋503	DV・性暴力被害者支援員養成とスキルアップのための講座実施事業	3,420,000
ミーネット	460-0011	愛知県名古屋市中区大須4丁目11番地39号 川本ビル2階	就労世代のがん患者が治療と仕事を両立するためのピアサポートによる相談支援事業	500,000
はたらくねっと	506-0054	岐阜県高山市岡本町2丁目250番地1	障がいを持たれた方の為の送迎サービス事業として利用・送迎として使用・車両不足の為新規配備	1,800,000
洗心之家	501-1106	岐阜県岐阜市石谷770番地22	更生保護施設洗心之家の寮生の送迎用車両の増備事業	529,000
障害者自立センターつかいぼう	502-0843	岐阜県岐阜市早田東町8丁目4番1 パセール長良103号	居宅介護等事業所及び就労継続支援B型事業所の障害者の自立支援活動に使用する車両の更改造業	720,000
飛騨市障がいのある人を支える会	506-1156	岐阜県飛騨市神岡町山田2358番地2	福祉サービス事業所ピースの利用者のアルミ缶等回収作業・施設外活動の移動・送迎用車両の新規配備事業	1,056,000
人と動物の共生センター	500-8225	岐阜県岐阜市岩地2-4-3	高齢者がペットと共に身も心も健康に生きられる社会のための『ペット後見互助会』普及事業	720,000
弘仁会	518-0504	三重県名張市神屋765番地	国津園居宅介護支援事業所の利用者宅への訪問の為の車輛整備事業	560,000
ときわ会 藍ちゃんの家	516-0041	三重県伊勢市常磐2-10-12	配食部門での、食を通じた地域貢献を継続するための、老朽化した真空包装機器の更改造業	617,000
滋賀県難病連絡協議会	520-0044	滋賀県大津市京町4丁目3-28 滋賀県厚生会館別館2階	難病患者が住みよいまちづくりのためのモデル事業	430,000
あめんど	520-2133	滋賀県大津市野郷原2-3-7	「不登校・ひきこもりの子ども・若者を支援するための成長できる居場所づくり事業」	1,980,000
アイ・コラボレーション	525-0034	滋賀県草津市草津二丁目5番16号	京都駅と周辺の地上地下のバリアフリー移動を案内するマップを作成し、多様な移動制約者に配布する事業	2,000,000
ふくし夢工房	620-0303	京都府福知山市大江町金屋724番地	通所介護事業所の利用者送迎及び外出行事と災害時の地域高齢者、障害者等の移送の為の車両新規配備	1,980,000

配分団体		住所	使途内容	配分額 (円)
名称				
舞鶴市社会福祉協議会	625-0087	京都府舞鶴市宇余部下1167番地	地域要支援者のための訪問介護員の訪問用車両の更改。	600,000
あらぐさ福祉会	617-0813	京都府長岡京市井ノ内広海道42-3	災害時のための自家発電機の購入	270,000
博愛福祉会	625-0025	京都府舞鶴市宇市場390番地	デイサービスセンターグリーンプラザ博愛の送迎用車両の更改事業	1,200,000
吉野コスモス会	638-0821	奈良県吉野郡大淀町下淵854-1	共同生活援助事業の安全性向上のためのスプリンクラー設備整備事業	4,058,000
ともに	630-8101	奈良県奈良市青山8丁目104番地	重症心身障がい児通所施設の屋根・壁の補修・改修、トイレの増設事業	2,970,000
みなべ町社会福祉協議会	645-0004	和歌山県日高郡みなべ町芝447-2	みなべ町社会福祉協議会で実施している就労体験事業として行っている農園で使用するトラクターを新規に配備する事業	960,000
よりみち	649-7114	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西飯降613番地の1	ひきこもりがちな若者達のフリースペースの確保。若者と家族支援する事業。	328,000
自立生活センターいしずえ	574-0011	大阪府大東市北条五丁目2番15号	障がい者・高齢者（要介護認定等）の通院・外出支援等のための福祉車両による福祉移送事業	860,000
寝屋川あいの会	572-0042	大阪府寝屋川市東大利町11-1しみずビル2階	虚弱な高齢者が地域で安心して暮らせるための助け合い活動事業	3,600,000
エスビューロー	567-0046	大阪府茨木市南春日丘7丁目5番8号	小児がんAYA世代の早期老化抑制のためのフレイル予防啓発事業	2,780,000
街かど福祉	550-0003	大阪府大阪市西区京町堀三丁目8番9号	障害者就労支援施設「よろしい葺工房」の新規事業「椎茸のアーヒョ」製造のための厨房機器の新規設置事業	3,750,000
姫路薬師寮	670-0058	兵庫県姫路市車崎1-13-15	被保護者送迎用車両の更改事業	744,000
支援の会 ひまわり	663-8215	兵庫県西宮市今津水波町1-7ドミトリ-高木1F	透析患者の通院支援のレベルアップを図り安全を確保する見守り事業	1,625,000
カレッジ	651-2402	兵庫県神戸市西区岩岡町印路708	障がい者就労支援のための機器（プリンター）新設事業	4,050,000
姫路弘寿会	670-0848	兵庫県姫路市城東町竹之門6番地	特養重度介護者対応の安全安楽な入浴提供・介護職の腰痛重度者の病状軽減の為の特殊浴槽機器増備事業	2,655,000
ネクスト	677-0105	兵庫県多可郡多可町八千代区下村69-1	就労継続支援A型事業所の事業拡大、及び新規事業開拓のための大型乾燥機の増備事業。	2,349,000
おかやま多機能サポートネット	714-0096	岡山県笠岡市九番町1-22	「高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業」	300,000
大地	689-3553	鳥取県西伯郡日吉津村日吉津2282	障がい者が鳥取県産ブランド白ねぎを生産するための作業場整備事業	4,500,000
鳥取県看護協会	680-0901	鳥取県鳥取市江津318-1	新規事業郵便局での「まちの保健室」で使用する骨密度計・血管年齢測定器他の機器購入事業	4,363,000
とっとり県民活動活性化センター	682-0023	鳥取県倉吉市山根557-1パープルタウン2階	NPO等が取組む課題解決、持続可能な社会づくりにむけた情報発信力強化のための事業	1,250,000
まつえ友愛会	690-0824	島根県松江市菅田町438番地1	障害福祉サービス事業所you愛の利用者増加に対応し効率よく送迎するための送迎車両増備事業	1,620,000
しらふじ	690-0872	島根県松江市奥谷町306-1	「しらふじに入所する利用者の送迎用車両の更改事業」	560,000
けいびん会	697-0004	島根県浜田市久代町309	デイサービスやまももの家の床上浸水を防止するための改修事業	3,354,000
日本寧夏友好交流協会	690-0012	島根県松江市古志原6-10-53	介護人材確保のための島根県介護福祉士養成施設への留学生確保事業	424,000
YCSスタジオ	690-0064	島根県松江市天神町82	困難な状況にある若者等の回復と自立と交流のための「サポートファーム&シェアキッチン」事業	2,694,000
アンダンテ	721-0945	広島県福山市引野町南1丁目6番11号	2019年度ジョイ・ジョイ・ワーク引野就労継続支援B型利用者のための送迎車（ハイエース10人乗り）整備事業	1,280,000
咲良の会	730-0011	広島県広島市中区基町19-2-460	異なるタイプの複層的居場所づくりによって独居等高齢者を支援する事業	500,000

配分団体			用途内容	配分額 (円)
名称	住所			
E. G. F	759-3204	山口県萩市大字下小川1000	就労継続B型事業所のんきな農場阿武事業所利用者のための全天候型作業場の設置事業	3,510,000
山口更生保護会	753-0052	山口県山口市三和町11番41号	被保護者出迎え等及び処遇活動のための車両の更改事業	677,000
らでいっしゅ福祉会	761-8082	香川県高松市鹿角町445番地1	新規パン製造販売の実施及び事業拡大に伴う改修事業	3,490,000
讃岐修斉会	763-0091	香川県丸亀市川西町北1657番地	更生保護施設讃岐修斉会の被保護者用扇風機の新規整備事業	36,000
徳信会	824-0813	福岡県京都郡みやこ町勝山宮原字アタタ原418番地	勝山学園 就労継続B型事業所 施設利用者及び重度者受け入れ拡大のため、送迎用車両の更改事業	1,990,000
くすの木会	839-0221	福岡県みやま市高田町下楠田2195番地1	障害福祉サービス事業所くすの木苑の業務効率化及び安全性向上のための結束機の新規設置事業	504,000
福岡ゆーあいの会	811-3217	福岡県福津市中央6-11-12	通所介護サービス事業利用定員増のための施設改築事業	1,080,000
夏吉睦福祉会	825-0004	福岡県田川市大字夏吉4203番地の3	障がい者支援施設あきさと園の利用者送迎用車両購入事業	1,600,000
筑後わかたけ福祉会	833-0007	福岡県筑後市大字鶴田474	生活介護・就労継続支援B型事業に伴う送迎体制の拡充とメール便事業開始のための車両の更改事業	800,000
長崎慈光園	859-3618	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1956	こども発達支援センター新規事業建設のための感覚統合器具の新規事業	3,750,000
佐世保市手をつなぐ育成会	858-0911	長崎県佐世保市竹辺町61-2	知的障害者グループホームにおける利用者の安全性及び施設の防災性向上のためのスプリンクラー設置事業	1,530,000
いずみ会	854-0513	長崎県雲仙市小浜町南本町518番地	よろこびの里の利用者送迎車両の更改事業	2,400,000
日田市社会福祉協議会	877-0003	大分県日田市上城内町1番8号	日田市社会福祉協議会の災害支援活動及び災害ボランティア育成のための災害用資機材の新規整備事業	2,050,000
がまだすサポート	869-0105	熊本県五木郡長洲町清源寺775-3	就労継続支援A型「がまだす」の利用者の安定的な作業収入維持のためのオープン導入事業	1,170,000
でんでん虫の会	862-0976	熊本県熊本市中央区九品寺3丁目3番26号	ひとり暮らしでも安心して暮らすことのできる地域づくり事業	3,250,000
いちごいち笑～明日香の家族～	899-2502	鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地2 前田平住宅4号棟106	維持存続が危ぶまれる寄田地域の寄田地域民のためのひだまりハウスを活用した日中孤立防止事業	500,000
かごしまNPO支援センター	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番 公社ビル215号	農業と福祉をつなげる「農福連携」の取組を支援することにより、障害者就労支援作業所の工賃アップを図る事業	2,275,000
心音	891-9111	鹿児島県大島郡和泊町手々知名568番地	困難を抱えた子供達の自己実現や将来の夢を選択できる社会の実現の為に多様な支援事業	3,055,000
みらい	901-2424	沖縄県中頭郡中城村南上原1000-1 学生サービスセンター2F	利用者の給与を上げるための黒ウコンのタブレットの営業用サンプルのための加工事業	400,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(5団体 6,840,000円)

配分団体			用途内容	配分額 (円)
名称	住所			
新潟県災害救援機構	942-0271	新潟県上越市三和区錦377-2	無線による災害医療支援システム構築事業	792,000
静岡県介護福祉士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階	災害時に被災した福祉事業所に介護福祉士の専門職を派遣して被災地の要配慮者の生活を支える事業	354,000
京都丹波・丹後ネットワーク	620-0052	京都府福知山市昭和町77	NPOと自治会の防災・減災計画のためのBCP作成講座等実地事業	1,280,000
情報セキュリティ研究所	646-0011	和歌山県田辺市新庄町3353-9 (Big・U内)	児童の被災時に迅速な救援をサポートするための防災訓練事業	3,915,000
朝倉市社会福祉協議会	838-0068	福岡県朝倉市甘木198番地1	九州北部豪雨で被災された方々の心と体を元気にするための「笑いの健康」講座開催事業	499,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(4団体 9,950,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
がん研究会	135-8550 東京都江東区有明3丁目8番31号	増加する患者さんの待ち時間を解消するための最新の「全自動血液凝固測定装置」導入事業	4,500,000
日本対がん協会	104-0061 東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング9階	がんピアサポーター・フォローアップ事業	500,000
キャンサーネットジャパン	113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶の水K&Kビル2階	小児脳腫瘍の疾患啓発と患者・家族のための支援事業	3,750,000
静岡県結核予防会	420-0915 静岡県静岡市葵区南瀬名町6番20号	老健施設などの検診事業を充実するため、機材やスタッフを機動的に搬送するワンボックスカー車両の整備事業	1,200,000

④文化財の保護を行う事業(2団体 4,500,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
愛岐トンネル群保存再生委員会	486-0844 愛知県春日井市鳥居松町2-81 ボトス春日井版編集室内	日本一の近代化産業遺産に命を吹き込む市民活動鉄道観光資源としてよみがえれ!愛岐トンネル群	4,050,000
大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0841 福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3階	三池炭鉱(世界文化遺産)で使役された日本在来馬の頭彰、保護、共生を目的とした調査・啓発事業	450,000

⑤青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(26団体 25,491,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
美馬森 JAPAN	981-0414 宮城県東松島市大塚字三反田22-1	青少年の心のケアと健康増進のためのホースセラピー及び森林環境教育モデル事業	800,000
明日飛子ども自立の里	963-8403 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字葉貫13番地2	ひきこもり状態にある若者が、8050問題に陥らないための「家から社会に出なくなるプログラム作り」事業	3,060,000
栃木県青年会館	320-0066 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号	栃木県青年会館の青少年活動支援のための送迎車の増備事業	800,000
子どもとまつど	271-0051 千葉県松戸市馬橋2855番地 マンションニュー松戸407号	主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	500,000
鎌倉てらこや	247-0056 神奈川県鎌倉市大船1-25-23 千里ビル3F	不登校・ひきこもり等を未然に防ぐための、地域・行政・大学生の連携による子どもたちの居場所作り事業。	2,700,000
ムーミンの会	220-0055 神奈川県横浜市西区浜松町10-10 なかまの社	ムーミンなかま食堂事業	500,000
みんなの街	408-0202 山梨県北杜市明野町小笠原3562	参加者による自己運営を目指した、自分で考え、動ける力を育むフィールド作り	500,000
フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	157-0062 東京都世田谷区南烏山6-6-5 3F	サービスマニエール教材無料教材の開発及び、主に公立学校へ出前授業実施事業とweb運動	2,000,000
全国少年警察ボランティア協会	102-0093 東京都千代田区平河町1丁目8番2号 山京半蔵門パレス303号	インターネット利用に係る非行及び被害防止対策の推進のためのセミナー事業	500,000
ドットジェイピー	102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオフィス304	青少年の「考え発信・行動する力」の養成および社会参画促進のための「未来自治体全国大会」事業	4,500,000
石窯スマイル研究会	390-0804 長野県松本市横田4-1-1	石窯を活用して青少年の健全育成活動を図るため活動事業「小中学生を対象とする新規事業」	223,000
信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ	390-0304 長野県松本市大村1082-4	安全なファミリー登山を広めるための事業	447,000
アスクネット	456-0006 愛知県名古屋市中区熱田区沢下町8-5 愛知私学会館東館3階	未来を創り出す次世代リーダー育成プログラム実施検証事業	880,000
健康推進プラネット	458-0831 愛知県名古屋市中区緑区鳴海町字向田95 リベスタ鳴海1203	障がいを抱える子どもたちの学校における環境作りのための健康システムコーディネーター養成事業	500,000
日本こころのカウンセリング協会	471-0823 愛知県豊田市今町3-7-50	不登校や引きこもりのサポーター養成のための講習会事業	720,000
子育て・子育て支援NPOたんぼぼ	457-0863 愛知県名古屋市中区豊4-10-6 堀田サンハイツA-512	子どもの“自尊心”と“主体性”を育むための講座	300,000
仕事工房ポポロ	502-0812 岐阜県岐阜市八代3丁目27-8	ひきこもり状態で社会の中に居場所を見いだせない子ども・若者のための居場所作りと手紙での交流事業	500,000

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
すいた体験活動クラブ	565-0854 大阪府吹田市桃山台2-3-10-402	児童たちが校庭で「サツマイモ」と「ジャガイモ」を栽培する学習支援事業	400,000
オーシャンゲート ジャパン	542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋2-18-6 アベニュー心斎橋704号	青少年の健全な育成を図るための「気づき」「学び」「出会い」を促進する海洋体感事業	900,000
若者応援コミュニティのりす	700-0807 岡山県岡山市北区伊福町4-4-31 (201)	大学生による、小学生のための、課外学習推進事業	500,000
赤磐子どもNPOセンター	701-2222 岡山県赤磐市町苅田324 陽なたぼっこ	地域のみんがが集う拠点施設“陽なたぼっこ”の安全確保のためのブロック塀解体と屋根改修事業	2,061,000
こども未来ネットワーク	682-0865 鳥取県倉吉市越中町1583-1	メディアにたよらない子育てのススメ(おもちゃ遊び)体験事業	400,000
吉野川に生きる会	776-0013 徳島県吉野川市鴨島町上下島81-6	高齢者の健康生きがいがつくりと、次代の子に文化と自然環境が学べる事業	300,000
えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136 愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育の再構築事業のために地域教育実践交流集会の開催	500,000
福岡教育サポート	816-0863 福岡県春日市須玖南8-54-2-202	貧困世帯の子どもたちの学力と進路を保障するための学習支援事業	500,000
ネットポリス鹿児島	892-0862 鹿児島県鹿児島市坂元町7-74	青少年が正しくスマートフォン等を活用できる環境づくりのための指導者養成講座	500,000

⑥健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(3団体 1,450,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
愛夢	252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野3-14-17 SAビル	青少年からシニアまでマリンスポーツ体験を通じて健康を寄与する事業	500,000
しいだコミュニティ倶楽部	829-0331 福岡県築上郡築上町大字高塚787番地2	知的障がい者のニュースポーツ体験事業	450,000
ルートプラス	811-3209 福岡県福津市日蔭野4丁目8-14	子どもの”できた!”を引き出す多種目運動・スポーツ体験プロジェクト	500,000

⑦地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(1団体 4,000,000円)

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
サンクチュアリエヌピーオー	433-8123 静岡県浜松市中区幸2-17-9	遠州灘海岸におけるマイクロプラスチックゼロプロジェクト	4,000,000

(2) 特別枠助成 (18団体 46,627,000円)

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨災害による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配分団体		用途内容	配分額 (円)
名称	住所		
吉里吉里国	028-1101 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目404-44	大槌の地域復興のための森林の再生と人材の育成事業	3,600,000
サンガ岩手	020-0006 岩手県盛岡市本宮5-10-13	岩手県盛岡市と大槌町における生活支援を実施する為の福祉車両整備事業	1,530,000
桜ライン311	029-2205 岩手県陸前高田市高田町宇大隅93-1 高田大隅つどの丘商店街9号	東日本大震災の教訓を被災地だけではなく、全国に伝え次の災害での人的被害軽減に繋げる植樹事業	3,750,000
「居場所」創造プロジェクト	022-0001 岩手県大船渡市末崎町字平林54-1	「居場所ハウス」における被災者の生活環境改善のための復興支援事業	2,400,000
復興支援士業ネットワーク	983-0838 宮城県仙台市宮城野区二の森2-20	精神疾患障害等の被災者の就職促進・就労移行支援後のサポート体制構築の向上を図るための復興支援事業	2,800,000
仙台夜まわりグループ	983-0044 宮城県仙台市宮城野区宮千代2丁目10番12号	「仙台、宮城、東北全域の被災者・生活困窮者のための相談業務、生活取り戻しの伴走、中間的就労提供事業」	2,610,000
亘理いちごっこ	989-2351 宮城県亘理郡亘理町字南町東10-1	食と音楽による仙南を中心とした活性化プロジェクト	3,250,000

配分団体		使途内容	配分額 (円)
名称	住所		
福島やさい畑～復興プロジェクト	964-0906 福島県二本松市若宮 1-370	震災後の根強い風評被害により苦戦する福島産農産物を首都圏に車で販売に行く復興活動事業	2,640,000
会津地域連携センター	965-0035 福島県会津若松市馬場町 1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	2,240,000
Bridge for Fukushima	960-8061 福島県福島市五月町 2-22	福島の高校生・大学生による復興課題解決事業	2,080,000
ビーンズふくしま	960-8066 福島県福島市矢剣町 22-5	避難生活を送る子どものための「遊び」「学習」「体験活動」を通じた居場所づくりと避難子育て家庭支援活動	4,500,000
フォトサルページの輪	277-0871 千葉県柏市若柴 1-25 レジデンス北斗 405号 柏の葉ワークサイト (KWS)	西日本豪雨及び東日本大震災の被災写真を修復・返却するための災害救済事業	2,320,000
全日本企業福祉協会	215-0005 神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘 8-11-14	東日本大震災避難者が避難者のために、避難地の遊休農地を活用した交流の場づくり支援事業	2,320,000
神戸まちづくり研究所	658-0013 兵庫県神戸市東灘区深江北町 4丁目 8番 19-202号	専門家集団による被災経験を活かした「復興地域づくり」支援事業	1,690,000
ペアレント・サポートすてっぷ	710-0036 岡山県倉敷市粒浦 217-2	西日本豪雨災害復興事業”支える人を支える”～障害児の保護者と支援者のためのツイン・プロジェクト～	2,700,000
藤田学院	682-8555 鳥取県倉吉市福庭 854番地	西日本豪雨災害の被災者のための健康づくり支援事業	1,557,000
福島の子どもたち香川へおいでプロジェクト	760-0022 香川県高松市西内町 7-25	福島の子どもたちの保養を通して被災地と香川をつなぎ息長い被災地支援の輪を広げる事業	640,000
ACTくまもと	860-0823 熊本県熊本市中央区世安町 212-4-403	熊本地震被災者の心のケア・自立支援を図り、仮設退去後のコミュニティに積極的に参加できるようにする事業	4,000,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

5, 079, 953円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

4, 298, 641円

(3) 合計

9, 378, 594円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

2018-日総務第 2420 号
2019 年 2 月 25 日



総務大臣

石田 真敏 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

横山 邦男

2019 年用「東京 2020 大会[寄附金付]年賀はがき」に
付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

2020 年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 27 年法律第 33 号）第 15 条に基づき発行された、「東京 2020 大会[寄附金付]年賀はがき」に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、申請します。

1 配分団体及び配分額

配分団体：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

配分事業：技術役員ユニフォームの開発にかかる事業

配分額：9,871 万 3,614 円

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 1 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 2 のとおり

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に应ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、これに应じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了後、2021年3月31日までの間に行う。ただし、事業完了後に監査が困難な場合は、事業完了前に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項
(東京2020大会分)

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律224号)第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 2019年用「東京2020大会[寄附金付]年賀はがき」の発行及び販売並びにそれに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

2, 440円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

33, 641円

(3) 合計

36, 081円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律224号)第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

2018-日総務第 2420 号
2019 年 2 月 25 日



総務大臣

石田 真敏 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

横山 邦男

特殊切手「ラグビーワールドカップ 2019™(寄附金付)」に
付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

2019 年に開催されるラグビーワールドカップ大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 27 年法律第 34 号）第 2 条に基づき発行された、特殊切手「ラグビーワールドカップ 2019™(寄附金付)」に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、申請します。

1 配分団体及び配分額

配分団体：公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会

配分事業：ラグビーワールドカップ 2019 大会 100 日前イベント開催

配分額：1,281 万 9,999 円

2 配分団体が守らなければならない事項

別添 1 のとおり

3 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 2 のとおり

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了後、2020年3月31日までの間に行う。ただし、事業完了後に監査が困難な場合は、事業完了前に行う。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。
 - ア 配分金の入出金状況の確認
 - イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項
(ラグビーワールドカップ2019分)

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律224号)第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

- (1) 特殊切手「ラグビーワールドカップ2019TM(寄附金付)」の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

2, 440円

- (2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

33, 641円

- (3) 合計

36, 081円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和24年法律224号)第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

**平成31年用寄附金付郵便葉書等及び特殊切手
「ラグビーワールドカップ2019™（寄附金付）」に
付加された寄附金の配分団体等の認可について**

**平成31年3月29日
総務省**

○ 寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

第1 制度概要

1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができることとされている。

- ①社会福祉の増進
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止
- ⑥文化財の保護
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護
- ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

会社は、同法第7条第1項、第3項及び第4項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

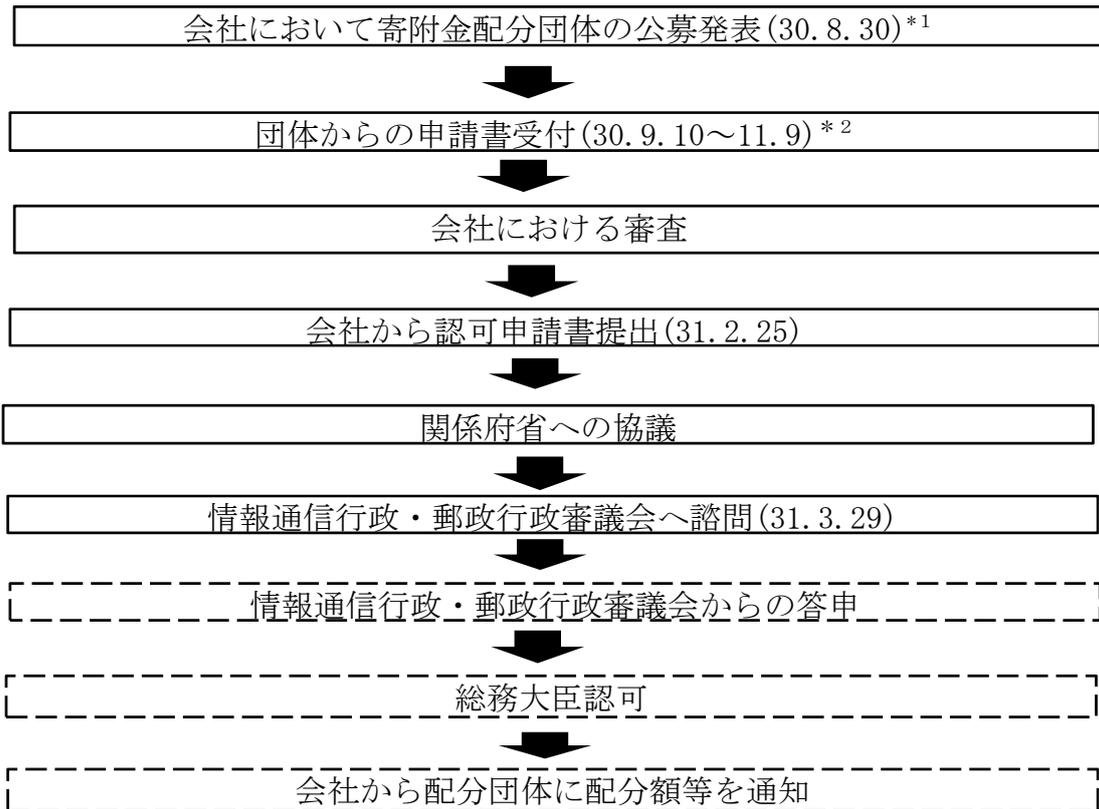
2 総務大臣の認可

会社は、お年玉法第7条第5項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

3 審議会への諮問等

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

【参考】寄附金配分までの流れ



*1 東京 2020[寄附金付]年賀はがき：公募発表（30. 9. 4）

*2 東京 2020[寄附金付]年賀はがき：申請書受付（30. 11. 5～11. 16）

第2 日本郵便株式会社における寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨災害の被災者救助・予防（復興）を目的とする事業を行う場合にあつては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

(2) 申請金額（上限）

1件500万円（新規事業の企画・調査・試行段階を支援する「チャレンジプログラム」にあつては50万円）。

なお、申請は1団体1件のみ。

2 審査方法

(1) 形式審査

申請団体が団体要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

ア 審査項目

【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

【定量的条件の配慮】

- ・年賀寄附金申請額がより小さい方を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い方を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい方を優先

イ 審査手順

申請1件当たり2名の審査委員が、上記アの「申請事業に期待する4項目」を評価し、得点を算出。同点数の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2名の審査委員は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

第3 日本郵便株式会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

182団体、297,525,000円

個々の配分団体・配分金の金額は参考資料 P6～のとおり。

【参考1】平成31年の寄附金額

	販売枚数 (枚)	寄附金額 (円)
寄附金付年賀葉書 (62円+寄附金5円)	52,074,554	260,372,770
寄附金付年賀切手 (62円+寄附金3円)	7,989,259	23,967,777
寄附金付年賀切手 (82円+寄附金3円)	745,195	2,235,585
合計	60,809,008	286,576,132

【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	286,576,132円
前年からの繰越金②	36,369,626円
配分費用③	9,378,594円
配分原資④ (①+②-③)	313,567,164円
配分金⑤	297,525,000円
繰越金 (④-⑤)	16,042,164円

【参考3】事業別配分状況

事業\項目	平成30年用		平成31年用 (案)	
	件数	金額(万円)	件数	金額(万円)
1号事業 (社会福祉増進)	112	17,618	123	19,867
2号事業 (非常災害救助・予防)	25	6,636	23	5,347
(再掲) 東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨災害*1	21	5,763	18	4,663
3号事業 (特殊疾病治療・予防)	2	750	4	995
4号事業 (原爆治療・援助)	0	0	0	0
5号事業 (交通事故・水難)	2	336	0	0
6号事業 (文化財保護)	1	45	2	450
7号事業 (青少年健全育成)	28	3,521	26	2,549
8号事業 (健康保持増進)	1	36	3	145
9号事業 (海外留学生援護)	1	336	0	0
10号事業 (地球環境保全)	3	791	1	400
計*2	175	30,070	182	29,753

*1：平成31年用配分より公募開始

*2：万円未満は四捨五入のため、計と一致しない

【参考 4】 団体からの申請と採択状況

団体からの申請		会社の配分(案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
734	187,534	182	29,753	24.8%	15.9%
(846)	(222,541)	(175)	(30,070)	(20.7%)	(13.5%)

(万円未満は四捨五入、括弧内は前年)

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・ 配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
- ・ 実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・ 配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果（お年玉法関係）

会社から認可申請のあったお年玉法第5条第1項の規定に基づき平成31年用として発行された寄附金付郵便葉書等に寄せられた寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、以下のとおりお年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）</p>	<p>適</p>	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、周知費用（リーフレット作成費等）等を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていることから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用等 （イ）金額 5,079,953円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 4,298,641円 ※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額286,576,132円の100分の1.5に相当する額：4,298,641円）を超えていない。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (お年玉法第7条第3項関係)</p>	適	<p>配分団体の選定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お年玉法第5条第2項各号のいずれかの事業を行う団体を対象としていること。また、団体の適格性に係る審査項目に不当なものは認められないこと ・評価については、事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性を評価項目とし、寄附金申請額、自己負担割合、団体の財政状況を加味することとしており、不当な項目は認められないこと ・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の評価結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。 <p>また、配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請団体から、申請に係る事業の費用内訳、当該団体の財務状況等に関する資料の提出を受け、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を決定することとしていること ・社外有識者による審査委員会において、複数の委員による事前の査定結果を基に審査を行っており、審査手続は適正であると言えることから、妥当であると認められる。
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	<p>適</p>	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

○ 「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」に付加された寄附金の配分について

第1 制度概要

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成27年法律第33号。以下「オリパラ特措法」という。）第15条に基づき、会社は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「オリパラ組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされている。

この場合、オリパラ組織委員会をお年玉法の配分対象団体とみなして、お年玉法を適用することとされている。このため、寄附金の配分については、通常の寄附金付郵便葉書等と同様の手続きをとることとなる。

第2 寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

配分団体はオリパラ組織委員会のみ（大会の準備及び運営の事業）

(2) 申請金額（上限）

上限額なし。

なお、申請は1件のみ。

2 審査方法

(1) 形式審査

必要書類が提出されていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

申請事業が大会の準備及び運営に係るものであること、費用の必要性等を審査。

第3 日本郵便株式会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

配分団体：オリパラ組織委員会

配分金：98,713,614円

【参考1】平成31年の寄附金額

	販売枚数（枚）	寄附金額（円）
寄附金付年賀葉書 （62円＋寄附金5円）	19,749,939	98,749,695
合計	19,749,939	98,749,695

【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	98,749,695円
配分費用②	36,081円
配分金（①－②）	98,713,614円

【参考3】事業内容

技術役員ユニフォームの開発にかかる事業
（競技審判、時間計測業務従事者等のユニフォームのデザイン開発と調達）

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果（オリパラ特措法関係）

会社から認可申請のあったオリパラ特措法第15条に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に寄せられた寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、オリパラ特措法及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）</p>	適	<p>会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,440円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 33,641円 ※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額98,749,695円の100分の1.5に相当する額：1,481,245円）を超えていない。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (オリパラ特措法第 15 条、お年玉法第 7 条第 3 項関係)</p>	適	<p>配分団体の選定については、「東京2020大会〔寄附金付〕年賀はがき」は、オリパラ組織委員会が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、オリパラ組織委員会は、お年玉法第 5 条第 2 項各号の団体とみなされることがオリパラ特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。</p> <p>また、配分金額の決定については、オリパラ組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第 7 条第 5 項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第 7 条第 5 項関係)</p>	適	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

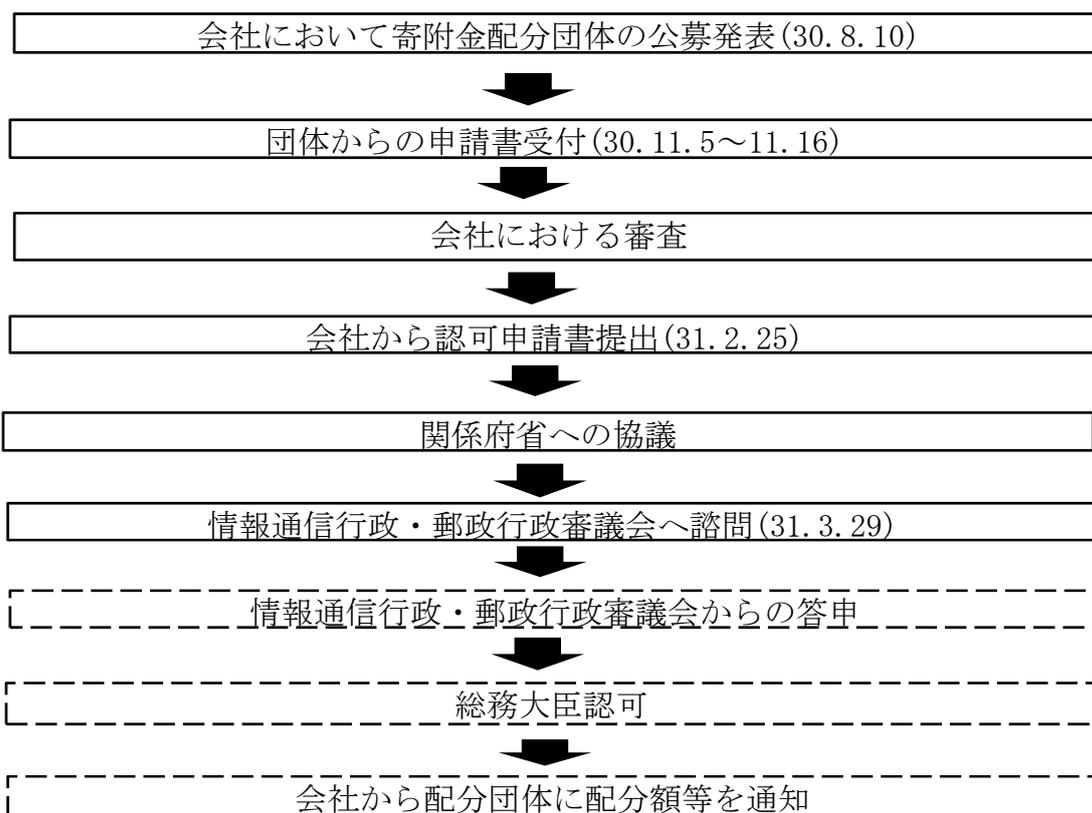
○ 特殊切手「ラグビーワールドカップ2019™(寄附金付)」 に付加された寄附金の配分について

第1 制度概要

「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法」(平成27年法律第34号。以下「ラグビー特措法」という。)第2条に基づき、会社は、公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会(以下「ラグビー組織委員会」という。)が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされている。

この場合、ラグビー組織委員会をお年玉法の配分対象団体とみなして、お年玉法を適用することとされている。このため、寄附金の配分については、通常の寄附金付郵便葉書等と同様の手続きをとることとなる。

【参考】寄附金配分までの流れ



第2 寄附金配分の審査について

1 配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

配分団体はラグビー組織委員会のみ
(大会の準備及び運営の事業)

(2) 申請金額 (上限)

上限額なし。
なお、申請は1件のみ。

2 審査方法

(1) 形式審査

必要書類が提出されていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

(2) 配分審査 (有識者からなる審査委員会)

申請事業が大会の準備及び運営に係るものであること、費用の必要性等を審査。

第3 日本郵便株式会社からの申請内容

1 配分団体・配分金

配分団体：ラグビー組織委員会

配分金：12,819,999円

【参考1】平成31年の寄附金額

	販売枚数 (枚)	寄附金額 (円)
寄附金付郵便切手 (82円+寄附金10円)	1,285,608	12,856,080
合計	1,285,608	12,856,080

【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	12,856,080円
配分費用②	36,081円
配分金 (①-②)	12,819,999円

【参考3】事業内容

ラグビーワールドカップ2019大会100日前イベント開催

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第4 審査結果（ラグビー特措法関係）

会社から認可申請のあったラグビー特措法第2条に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に寄せられた寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、ラグビー特措法及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第7条第2項関係）</p>	適	<p>会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第7条第2項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 特殊切手「ラグビーワールドカップ2019™（寄附金付）」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 (ア) 使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 (イ) 金額 2,440円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 (ア) 使途 寄附金の管理等に要する人件費等 (イ) 金額 33,641円 ※お年玉法第7条第2項で定める上限（寄附金額12,856,080円の100分の1.5に相当する額：192,841円）を超えていない。</p>

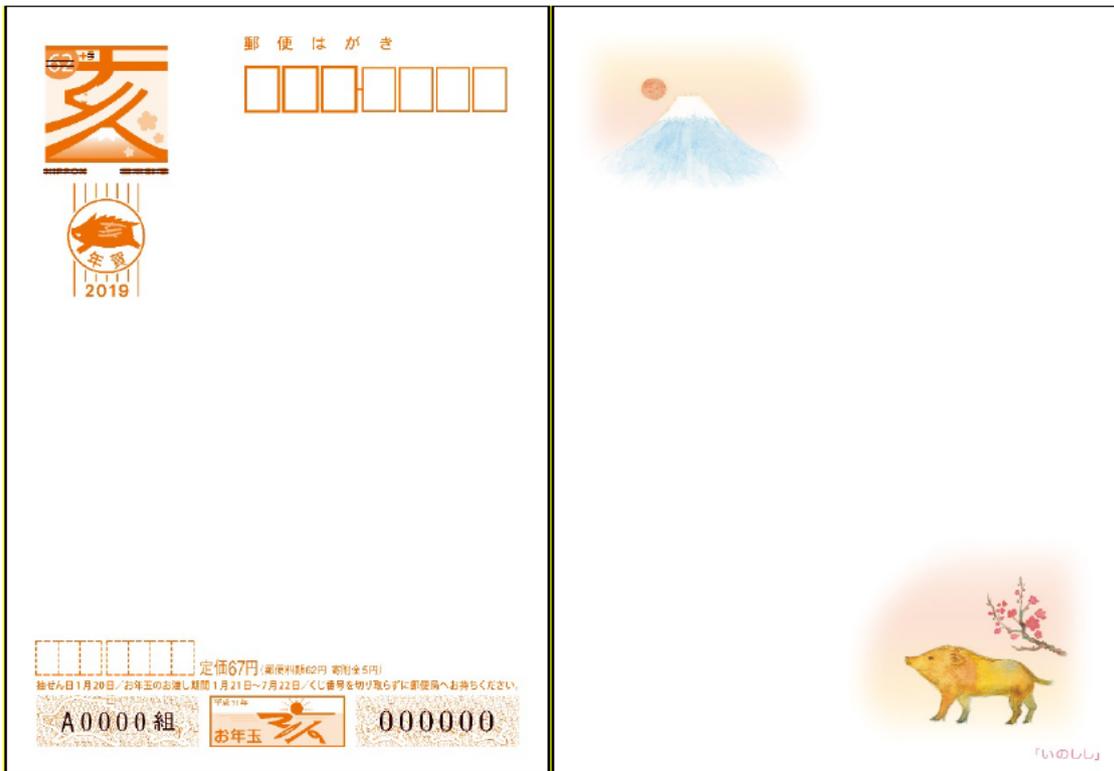
審査基準	審査結果	理由
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 (ラグビー特措法第2条、お年玉法第7条第3項関係)</p>	適	<p>配分団体の選定については、特殊切手「ラグビーワールドカップ2019™(寄附金付)」は、ラグビー組織委員会が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、ラグビー組織委員会は、お年玉法第5条第2項各号の団体とみなされることがラグビー特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。</p> <p>また、配分金額の決定については、ラグビー組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 (お年玉法第7条第5項関係)</p>	適	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

参考資料

1 平成31年用寄附金付郵便葉書等

【寄附金付年賀葉書（62円+寄附金5円）】

■意匠：宛名面「亥の字にイノシシと富士山」、通信面「いのしし」



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（62円+寄附金3円）】

■意匠：会津中湯川人形「福良雀乗り豆招き亥」



【寄附金付お年玉付年賀郵便切手（82円+寄附金3円）】

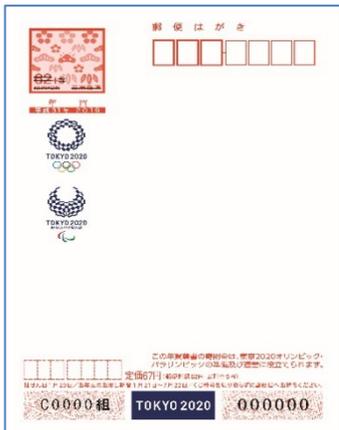
■意匠：八橋人形「干支・亥」

【東京2020大会〔寄附金付〕年賀葉書（62円+寄附金5円）】
 ■意匠：東京2020大会公式マスコット「ミライトワ」、「ソメイティ」
 1 無地（インクジェット紙）



©Tokyo 2020

2 絵入り
 【宛名面】

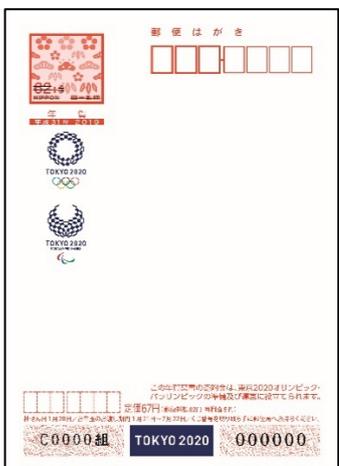


【通信面】



©Tokyo 2020

3 特殊印刷
 【宛名面】



【通信面】



©Tokyo 2020

2 特殊切手「ラグビーワールドカップ2019™ (寄附金付)」

【特殊切手「ラグビーワールドカップ2019™(寄附金付)」(82円+寄附金10円)】

■意匠：ユニティグラフィック、ウェブ・エリス・カップ、公式ボール、公式マスコット「レンジー」



3 日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員

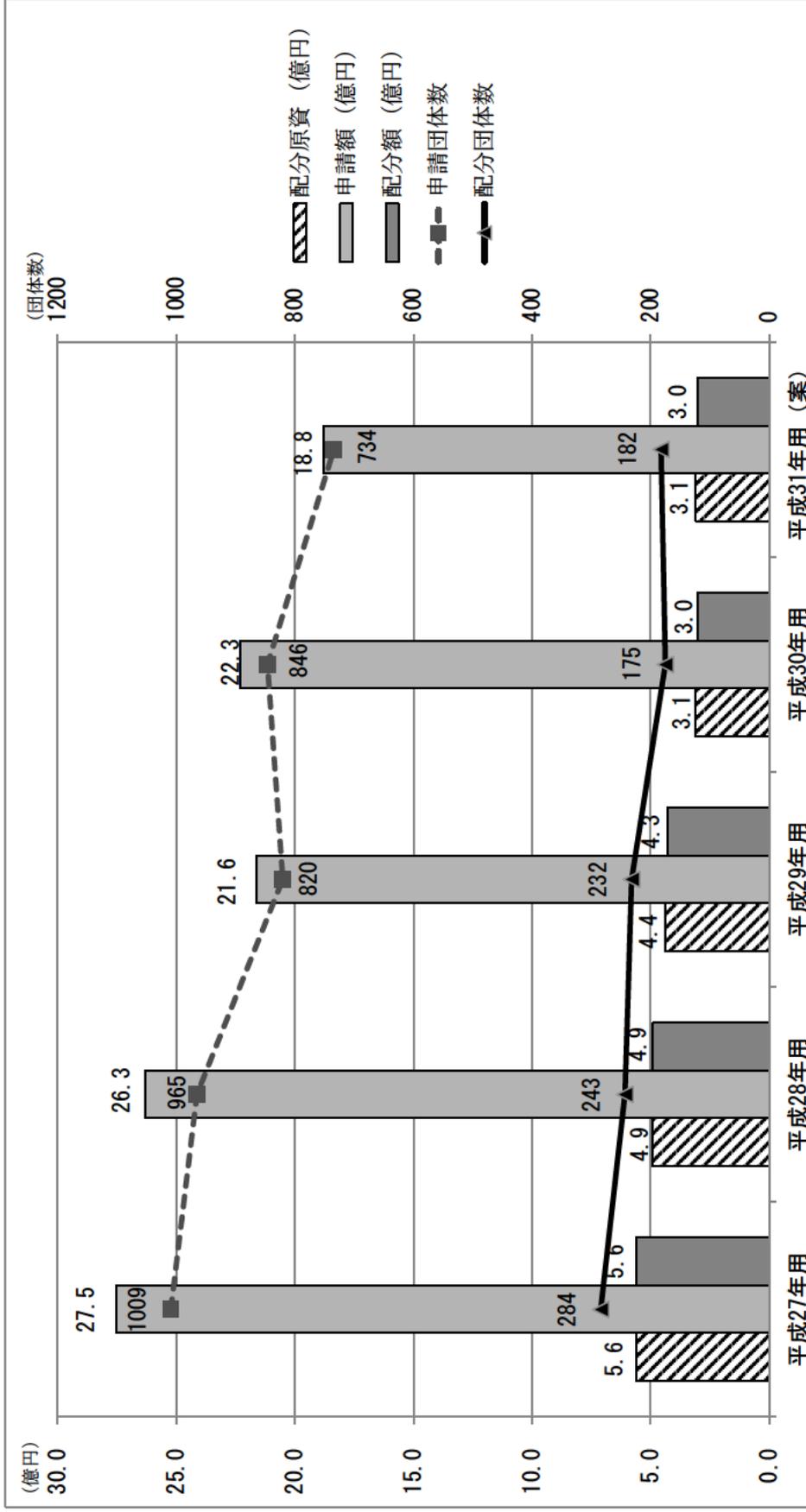
年賀寄附金審査委員（平成31年2月現在）

	氏名	主要現職等
委員長	たなか ひろし 田中 皓	公益財団法人助成財団センター 専務理事
委員	あさの さちこ 浅野 幸子	減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表
	くにまつ ひでき 國松 秀樹	元財団法人キリン福祉財団 常務理事
	こにし あつし 小西 敦	静岡県立大学経営情報学部 教授
	しんかい ようこ 新海 洋子	特定非営利活動法人市民社会研究所 専門研究員
	たかはし ようこ 高橋 陽子	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
	たかみや よういち 高宮 洋一	城西国際大学環境社会学部 教授
	のむら よしひと 野村 義人	公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事
	はせがわ まさこ 長谷川 雅子	一般財団法人CSOネットワーク 事務局次長
	はっとり あつこ 服部 篤子	一般社団法人DSIA 代表理事
	はらだ まさき 原田 正樹	日本福祉大学 学長補佐
	みずたに えり 水谷 衣里	株式会社風とつばさ 代表取締役
	もぎ よしさぶろう 茂木 義三郎	元公益財団法人三菱財団 常務理事
やまうち なおと 山内 直人	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授	

年賀寄附金評価委員（平成31年2月現在）

	氏名	主要現職等
委員長	かたやま まさお 片山 正夫	公益財団法人セゾン文化財団 理事長
委員	かわきた ひでと 川北 秀人	IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 設立・代表者
	さの まりこ 佐野 真理子	主婦連合会 参与
	なじま かずひさ 南島 和久	新潟大学法学部 教授

4 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況



* 「東京2020大会 [寄附金付] 年賀はがき」を除く。

5 平成31年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 183団体 配分額総額 396,238,614円

(1) 一般助成 (164団体 250,898,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業 (123団体 198,667,000円)

名称	配分団体		使途内容	配分額 (円)
	住所			
あむ	064-0809	北海道札幌市中央区南9条西13丁目1番40号	相談支援事業 相談室ほほの利用者宅訪問、外出支援のための送迎用車両の増備事業	800,000
グループホームいちご畑	071-8122	北海道旭川市末広東2条13丁目1番10号	「グループホーム(認知症対応型共同生活介護)」除雪車更新事業	1,800,000
当麻柏陽会	078-1316	北海道十勝郡当麻町6条東4丁目6番1号	地域密着型特別養護老人ホーム当麻柏陽園の入所者の通院・外出等送迎車両の新規購入事業	822,000
ボラナビ	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西7丁目12番地5 大通パークサイドビル3階	一人暮らしの方の孤独死を防ぐ孤独死防止サービス事業	500,000
塩谷福祉会	048-2672	北海道小樽市塩谷4丁目72番地	就労継続支援B型事業ワークメイトの弁当配達・利用者移動等の為の車輛の更改事業	1,200,000
当麻町社会福祉協議会	078-1314	北海道十勝郡当麻町4条東2丁目16番3号 当麻町農村環境改善センター	介護保険利用者の通院のための送迎用車両の整備事業	804,000
札幌チャレンジド	060-0807	北海道札幌市北区北7条西6丁目1番地 北苑ビル2F	障がい者の働き方改革に向けた、在宅就労パソコン(PC)機密保持システムの構築によるA型賃金の向上	2,043,000
岩見沢光明舎	068-0002	北海道岩見沢市2条東14丁目2番地	指定障害サービス事務所の新規事業開拓のための、ごみ袋製造機械の新規設置事業	4,500,000
旭川NPOサポートセンター	070-8002	北海道旭川市神楽2条8丁目1-10 ニューライフコーポB-116	北海道空き家対策ネットワーク構築による、生活困窮者の就労訓練事業	4,410,000
北海道NPOファンダ	064-0808	北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号室	非営利公益活動の集成的成果を拡大するための社会的インパクト評価促進事業	500,000
北海道NPOサポートセンター	064-0808	北海道札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201号室	ソーシャル活動でキャリアデザインを描くための分野横断型実践的学びの場「NPOの学校」を開校する。	1,148,000
古平福祉会	046-0194	北海道古平郡古平町大字歌楽町204番地	地域生活総合支援センター「いこいの家」ボイラー設備の故障による更新事業	3,750,000
地域生活支援ネットワークきらり	071-8141	北海道旭川市春光台1条1丁目4番33号	しょうがいのある子どもたちが、安心して園庭で遊ぶことができ、また楽しく遊ぶための環境整備事業	3,420,000
小坂ふくし会	017-0202	秋田県鹿角郡小坂町小坂釜山字栗平25番地2	あかしあの郷の送迎・通院・外出用車両の購入。	1,600,000
盛岡山王会	020-0813	岩手県盛岡市東山二丁目5番15号	入居者通院用福祉車両更改事業	1,800,000
ワンファミリー仙台	980-0802	宮城県仙台市青葉区二日町4-26 リバティエーハイツ二日町102	保証人のいない福祉制度対象者が、円滑に福祉制度を利用できるよう保証人の代替の仕組みを検討する事業	3,548,000
ユニバーサルデザイン・結	960-8142	福島県福島市小倉寺中ノ内27-10	見て、触れて、共に学ぶUDのこころ育成事業	500,000
郡山コスモス会	963-0209	福島県郡山市御前南6丁目13番地	キッチンコスモス就労継続支援A型の弁当配達・販売事業拡大のため、配達車両の増車事業	720,000
ふくしま成年後見センター	960-8111	福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見・たすけあい事業	500,000
和耕会	303-0042	茨城県常総市坂手町字南原1231番1	障害福祉サービス事業所和耕学園就労継続支援B型利用者移送・農業用機材製品運搬のための車輛の更改事業	1,440,000
葛城福祉会	305-0831	茨城県つくば市西大橋本郷457-2	地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者送迎車両の更改事業	634,000
にっこりの森	300-3253	茨城県つくば市大曾根2920 堀井テナントII2F	障害福祉サービス生活介護事業の利用者の送迎・外出用車両の増備事業	1,710,000
永翔会	311-3826	茨城県行方市矢幅2027-6	龍翔寺こども園の登園・降園・園外保育送迎車輛の更改事業	1,600,000
kosodate はぐはぐ	305-0035	茨城県つくば市松代4-10-12	働く親とその子どもが安心して自宅療養するための家庭訪問型病児保育事業	500,000
埼玉県セルフセンター協議会	330-0804	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町1-41-7	障害者支援施設製品委託販売店の在庫上管理効率化のためのPOSレジ整備事業	369,000
いちかわ市民文化ネットワーク	272-0834	千葉県市川市国分7-12-5	障がい者就労青年の癒しと活力を産み出す交流拠点「いるんおるんチャレンジド・カフェ」事業	500,000
千葉いのちの電話	260-0012	千葉県千葉市中央区本町3-1-6 CIDビル	電話相談員の相談対応力アップのための研修事業(第三次)	500,000
ワーカーズ・コレクティブくれよん	243-0213	神奈川県厚木市飯山2120-1	児童デイサービスで使用する送迎・外出用車両の増備事業	1,200,000
翔の会	253-0008	神奈川県茅ヶ崎市芹沢786	ともしびショップ(食堂)で生活困窮者等が就労準備の為の体験学習をする為の厨房機器の新規設備事業	729,000
ビーハッピー	259-1322	神奈川県秦野市洪沢1480-1	生活介護施設みのりの家の外出・送迎用車両の更改事業	543,000
かまくら認知症ネットワーク	247-0053	神奈川県鎌倉市今泉台4-11-2	若年性認知症生活サポート事業	500,000
虹の谷	400-0845	山梨県甲府市上今井町260-6 五幸ビル4F	健全育成を目的とした子どもたちのためのファーム教室	500,000

配分団体		使途内容	配分額(円)
名称	住所		
風の子会	125-0031 東京都葛飾区西水元5-11-3	重度障がい者の自立と地域生活への移行を目指す本人と家族への支援事業Ⅱ	500,000
緑愛会	190-0161 東京都あきる野市入野811番地	あたご苑での食事運搬のため新規冷蔵配膳車設置事業	900,000
みその福祉会	175-0094 東京都板橋区成増4-14-18	特別養護老人ホームケアタウン成増の入所者の安全確保及び介護者負担軽減のための介護リフト設置事業(機器の購入)	360,000
つばさ	113-0022 東京都文京区千駄木4-23-14	障がい児・者の自立支援とボランティア育成のための合宿事業	447,000
碁スカイパーク	136-0073 東京都江東区北砂6-19-11 コスモ大島101	囲碁を通じた青少年の健全育成教室事業	500,000
日本点字技能師協会	169-8664 東京都新宿区西早稲田二丁目18番2号 日本盲人福祉センター内	点訳者のスキルアップと資格チャレンジのための研修会事業	400,000
いのちの電話	102-0071 東京都千代田区富士見1-2-32	電話相談員の相談対応カスルアップのための研修等事業	300,000
ことばの道案内	169-0075 東京都新宿区高田馬場1-4-21 サンパークマンション102号	「オリンピック、パラリンピックに向けた視覚障がい者の自立歩行のためのことばの地図製作事業」	2,385,000
日本ファンドレイジング協会	105-0004 東京都港区新橋5-7-12 ひのき屋ビル7階	遺贈寄付に関わる中間支援団体の機能強化のための研修事業	3,829,000
HAICS研究会	101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-7-3 HKパークビルⅢ7階	介護施設や在宅医療で働く介護職員を対象に感染対策講習会を開催する事業	1,800,000
楽の会リーラ	170-0002 東京都豊島区巣鴨3-16-12 第2塚本ビル2階202号室	「ひきこもり等の自主的地域家族会の活動定着・周知のための支援事業」	1,687,000
男女平等参画推進みなと	108-0075 東京都港区港南3-4-8-1111	DV被害や虐待を受けた女性や子どもの自立に向けた支援事業	1,260,000
男女共同参画おた	143-0016 東京都大田区大森北2-3-15 第15下川ビル4階	LGBT支援者のための相談員養成研修	1,387,000
日本基金	101-0021 東京都千代田区外神田2-1-4 大京ビル松住町別館405号	農福連携産品(障害者が主体的に関わって生産加工された産品)のブランディング・販売促進事業	3,185,000
グッドネイバースカンパニー	141-0032 東京都品川区大崎2丁目9-1-3408	口腔機能に特化したフレイル予防「くちビルディング選手権」の地域展開を支えるファシリテーター養成事業	3,200,000
チャレンジャー支援機構	184-0004 東京都小金井市本町1-6-17 若林ビル101	知的障害者就労支援B型施設パン工房モナモナ工賃アップのための施設増改築工事に伴うパン製造機器の増備設置事業	1,545,000
つばさ福祉会	394-0004 長野県岡谷市神明町四丁目11番14号	「希望の里つばさ」利用者の送迎用車輛(寄附金付お年玉郵便葉書等寄附金受配車平成16年用)の更改事業	1,419,000
伊那芸術文化協会	396-0025 長野県伊那市荒井3500-1 いなっせビル5階 団体事務室B	高齢者福祉施設の利用者のためのアート・デリバリー事業	500,000
信濃の星	381-2226 長野県長野市川中島町今井1387-5	緊急時対応の非常口(避難経路)設置のための改修事業	1,980,000
つるみね福祉会	394-0048 長野県岡谷市川岸上4-12-51	入所児童の一時利用及び退所児童のための住宅を使った養育支援充実を図るための事業	2,835,000
ながのコロニー	388-8011 長野県長野市篠ノ井布施五明464番地1	障害者就労継続支援A型事業所の製本業務拡大のためのマシン入れ機の更新事業	4,500,000
フードバンク信州	381-0034 長野県長野市大字高田1029番地1	「食」を通じたセーフティネットを創出のためのフードバンク事業	1,044,000
長野県NPOセンター	381-0034 長野県長野市大字高田1029-1 エンドウビル1F	地域課題解決を目指すみんなのポータルサイト「ナガクル」充実・県内発展事業	500,000
日本聴導犬協会	399-4301 長野県上伊那郡宮田村7030-1	『聴覚障がい者500名様に、目で見、実感できる無料聴導犬体験デモ』提供事業	960,000
阿賀町社会福祉協議会	959-4402 新潟県東蒲原郡阿賀町津川664番地	上川高齢者生活福祉センター送迎用車両の増車事業	1,300,000
新潟市中央福祉会	951-8063 新潟県新潟市中央区古町通13番町5149-1	ワークセンター日和山の就労継続支援B型事業内における、クリーニング事業での生産設備機械の増備事業	2,700,000
おあしす新川	939-0642 富山県下新川郡入善町上野2803番地	デイサービスおあしす新川利用者の送迎車両の更改事業	1,200,000
愛和報恩会	939-2417 富山県富山市八尾町西川倉23-1	グループホームを利用する障がい者の送迎・通院・外出車両の更改事業	1,600,000
福井芸術文化フォーラム	910-0019 福井県福井市春山2-7-1 福井市文化会館内	視覚や聴覚に障がいのある人が文化施設に安心して来られる環境整備を実践する人材育成アクセシビリティ研修	300,000
えん	414-0006 静岡県伊東市松原771-12	「子どもも、高齢者も、障害者も」みんなで使える施設の、安全性向上のための改築工事	3,600,000
コスモス福祉会	491-0847 愛知県一宮市大和町富地花池字中道5番地2	障害福祉サービス事業所かすみ草の利用者工賃向上のためのフードプリンターの新規設置事業	1,170,000
愛知家族会	489-0924 愛知県瀬戸市城ヶ根町47の63	薬物依存症問題解決フォーラム開催	261,000
フェミニストサポートセンター・東海	461-0004 愛知県名古屋市中区葵3丁目25-20 ニューコーポ千種橋503	DV・性暴力被害者支援員養成とスキルアップのための講座実施事業	3,420,000
ミーネット	460-0011 愛知県名古屋市中区大須4丁目11番地39号 川本ビル2階	就労世代のがん患者が治療と仕事を両立するためのピアサポートによる相談支援事業	500,000
はたらくねっと	506-0054 岐阜県高山市岡本町2丁目250番地1	障がいを持たれた方への送迎サービス事業として利用・送迎として使用・車両不足の為新規配備	1,800,000
洗心之家	501-1106 岐阜県岐阜市石谷770番地22	更生保護施設洗心之家の養生の送迎用車両の増備事業	529,000

配分団体		使途内容	配分額（円）
名称	住所		
障害者自立センターつかいぼう	502-0843 岐阜県岐阜市早田東町8丁目4番1 103号	居宅介護等事業所及び就労継続支援B型事業所の障害者の自立支援活動に使用する車両の更改造業	720,000
飛騨市障がいのある人を支える会	506-1156 岐阜県飛騨市神岡町山田2358番地2	福祉サービス事業所ビースの利用者のアルミ缶等回収作業・施設外活動の移動・送迎車両の新規配備事業	1,056,000
人と動物の共生センター	500-8225 岐阜県岐阜市岩地2-4-3	高齢者がペットと共に身も心も健康に生きられる社会のための『ペット後見互助会』普及事業	720,000
弘仁会	518-0504 三重県名張市神屋765番地	国津園居宅介護支援事業所の利用者宅への訪問のための車輛整備事業	560,000
ときわ会 藍ちゃんの家	516-0041 三重県伊勢市常磐2-10-12	配食部門での、食を通じた地域貢献を継続するための、老朽化した真空包装機器の更改造業	617,000
滋賀県難病連絡協議会	520-0044 滋賀県大津市京町4丁目3-28 滋賀県厚生会館別館2階	難病患者が住みよいまちづくりのためのモデル事業	430,000
あめんど	520-2133 滋賀県大津市野郷原2-3-7	「不登校・ひきこもりの子ども・若者を支援するための成長できる居場所づくり事業」	1,980,000
アイ・コラボレーション	525-0034 滋賀県草津市草津二丁目5番16号	京都駅と周辺の地上地下のバリアフリー移動を案内するマップを作成し、多様な移動制約者に配布する事業	2,000,000
ふくし夢工房	620-0303 京都府福知山市大江町金屋724番地	通所介護事業所の利用者送迎及び外出行事と災害時の地域高齢者、障害者等の移送のための車両新規配備	1,980,000
舞鶴市社会福祉協議会	625-0087 京都府舞鶴市宇余部下1167番地	地域要支援者のための訪問介護員の訪問用車両の更改。	600,000
あらぐさ福祉会	617-0813 京都府長岡京市井ノ内広海道42-3	災害時のための自家発電機の購入	270,000
博愛福祉会	625-0025 京都府舞鶴市宇市場390番地	デイサービスセンターグリーンプラザ博愛の送迎車両の更改造業	1,200,000
吉野コスモス会	638-0821 奈良県吉野郡大淀町下瀬854-1	共同生活援助事業の安全性向上のためのスプリンクラー設備整備事業	4,058,000
ともに	630-8101 奈良県奈良市青山8丁目104番地	重症心身障がい児通所施設の屋根・壁の補修・改修、トイレの増設事業	2,970,000
みなべ町社会福祉協議会	645-0004 和歌山県日高郡みなべ町芝447-2	みなべ町社会福祉協議会で実施している就労体験事業として行っている農園で使用するトラクターを新規に配備する事業	960,000
よしみち	649-7114 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西飯降613番地の1	ひきこもりがちな若者達のフリースペースの確保。若者と家族支援する事業。	328,000
自立生活センターいしずえ	574-0011 大阪府大東市北条五丁目2番15号	障がい者・高齢者（要介護認定等）の通院・外出支援等のための福祉車両による福祉移送事業	860,000
寝屋川あいの会	572-0042 大阪府寝屋川市東大和町1-1-1 しみずビル2階	虚弱な高齢者が地域で安心して暮らせるための助け合い活動事業	3,600,000
エスピーロー	567-0046 大阪府茨木市南春日丘7丁目5番8号	小児がんAYA世代の早期老化抑制のためのフレイル予防啓発事業	2,780,000
街かど福祉	550-0003 大阪府大阪市西区京町堀3丁目8番9号	障害者就労支援施設「よるしい工房」の新規事業「椎茸のアーヒージョ」製造のための厨房機器の新規設置事業	3,750,000
姫路葉師寮	670-0058 兵庫県姫路市車崎1-13-15	被保護者送迎用車両の更改造業	744,000
支援の会 ひまわり	663-8215 兵庫県西宮市今津水波町1-7 ドミトリー高木1F	透析患者の通院支援のレベルアップを図り安全を確保する見守り事業	1,625,000
カレッジ	651-2402 兵庫県神戸市西区岩岡町印刷708	障がい者就労支援のための機器（プリンター）新設事業	4,050,000
姫路弘寿会	670-0848 兵庫県姫路市城東町竹之門6番地	特養重度介護者対応の安全安楽な入浴提供・介護職の腰痛重度者の病状軽減のための特殊浴槽機器増備事業	2,655,000
ネクスト	677-0105 兵庫県多可郡多可町八千代区下村69-1	就労継続支援A型事業所の事業拡大、及び新規事業開拓のための大型乾燥機の増備事業。	2,349,000
おかやま多機能サポートネット	714-0096 岡山県笠岡市九番町1-2-2	「高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業」	300,000
大地	689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津2282	障がい者が鳥取県産ブランド白ねぎを生産するための作業場整備事業	4,500,000
鳥取県看護協会	680-0901 鳥取県鳥取市江津318-1	新規事業郵便局での「まちの保健室」で使用使用する骨密度計・血管年齢測定器他の機器購入事業	4,363,000
とっとり県民活動活性化センター	682-0023 鳥取県倉吉市山根557-1 パープルタウン2階	NPO等が取組む課題解決、持続可能な社会づくりにむけた情報発信力強化のための事業	1,250,000
まつえ友愛会	690-0824 鳥根県松江市菅田町438番地1	障害福祉サービス事業所you愛の利用者増加に対応し効率よく送迎するための送迎車両増備事業	1,620,000
しらふじ	690-0872 鳥根県松江市奥谷町306-1	「しらふじ」に入所する利用者の送迎用車両の更改造業」	560,000
けいびん会	697-0004 鳥根県浜田市久代町309	デイサービスやまももの家の床上浸水を防止するための改修事業	3,354,000
日本事夏友好交流協会	690-0012 鳥根県松江市古志原6-10-53	介護人材確保のための鳥根県介護福祉士養成施設への留学生確保事業	424,000
YCSスタジオ	690-0064 鳥根県松江市天神町82	困難な状況にある若者等の回復と自立と交流のための”サポートファーム&シェアキッチン”事業	2,694,000
アンダンテ	721-0945 広島県福山市引野町南1丁目6番11号	2019年度ジョイ・ジョイ・ワーク引野就労継続支援B型利用者のための送迎車（ハイエース10人乗り）整備事業	1,280,000
映良の会	730-0011 広島県広島市中区基町19-2-460	異なるタイプの複層的居場所づくりによって独居等高齢者を支援する事業	500,000

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
E. G. F	759-3204	山口県萩市大字下小川1000	就労継続B型事業所の大きな農場阿武事業所利用者のための全天候型作業場の設置事業	3,510,000
山口更生保護会	753-0052	山口県山口市三和町11番41号	被保護者出迎え等及び処遇活動のための車両の更改造業	677,000
らでいっしゅ福祉会	761-8082	香川県高松市鹿角町445番地1	新規パン製造販売の実施及び事業拡大に伴う改修事業	3,490,000
讃岐修斉会	763-0091	香川県丸亀市川西町北1657番地	更生保護施設讃岐修斉会の被保護者用扇風機の新規整備事業	36,000
徳信会	824-0813	福岡県京都郡みやこ町勝山宮原字アタタ原418番地	勝山学園 就労継続B型事業所 施設利用者及び重度者受け入れ拡大のため、送迎用車両の更改造業	1,990,000
くすの木会	839-0221	福岡県みやま市高田町下楠田2195番地1	障害福祉サービス事業所くすの木苑の業務効率化及び安全性向上のための結束機の新規設置事業	504,000
福岡ゆーあいの会	811-3217	福岡県福津市中央6-11-12	通所介護サービス事業利用定員増のための施設改築事業	1,080,000
夏吉睦福祉会	825-0004	福岡県田川市大字夏吉4203番地の3	障がい者支援施設あきさと園の利用者送迎用車両購入事業	1,600,000
筑後わかたけ福祉会	833-0007	福岡県筑後市大字鶴田474	生活介護・就労継続支援B型事業に伴う送迎体制の拡充とメール便事業開始のための車両の更改造業	800,000
長崎慈光園	859-3618	長崎県東彼杵郡川棚町小車郷1956	こども発達支援センター新規事業建設のための感覚統合器具の新規事業	3,750,000
佐世保市手をつなぐ育成会	858-0911	長崎県佐世保市竹辺町61-2	知的障害者グループホームにおける利用者の安全性及び施設の防災性向上のためのスプリンクラー設置事業	1,530,000
いずみ会	854-0513	長崎県雲仙市小浜町南本町518番地	よるこびの里の利用者送迎車両の更改造業	2,400,000
日田市社会福祉協議会	877-0003	大分県日田市上城内町1番8号	日田市社会福祉協議会の災害支援活動及び災害ボランティア育成のための災害用資機材の新規整備事業	2,050,000
がまだすサポート	869-0105	熊本県玉名郡長洲町清源寺775-3	就労継続支援A型「がまだす」の利用者の安定的な作業収入維持のためのオープン導入事業	1,170,000
でんでん虫の会	862-0976	熊本県熊本市中央区九品寺3丁目3番26号	ひとり暮らしでも安心して暮らすことのできる地域づくり事業	3,250,000
いちごいちあ〜明日香の家族〜	899-2502	鹿児島県日置市伊集院町徳重1786番地2 前田平住宅4号棟106	維持存続が危ぶまれる寄田地域の寄田地域民のためのひだまりハウスを活用した日中孤立防止事業	500,000
かごしまNPO支援センター	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番 公社ビル215号	農業と福祉をつなげる「農福連携」の取組を支援することにより、障害者就労支援作業所の工賃アップを図る事業	2,275,000
心音	891-9111	鹿児島県大島郡泊町手々知名568番地	困難を抱えた子供達の自己実現や将来の夢を選択できる社会の実現の為に多様な支援事業	3,055,000
みらい	901-2424	沖縄県中頭郡中城村南上原1000-1 学生サービスセンター2F	利用者の給与を上げるための黒ウコンのタブレットの営業用サンプルのための加工事業	400,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(5団体 6,840,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
新潟県災害救援機構	942-0271	新潟県上越市三和区錦377-2	無縁による災害医療支援システム構築事業	792,000
静岡県介護福祉士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階	災害時に被災した福祉事業所に介護福祉士の専門職を派遣して被災地の要配慮者の生活を支える事業	354,000
京都丹波・丹後ネットワーク	620-0052	京都府福知山市昭和町77	NPOと自治会の防災・減災計画のためのBCP作成講座等実地事業	1,280,000
情報セキュリティ研究所	646-0011	和歌山県田辺市新庄町3353-9 (Big・U内)	児童の被災時に迅速な救援をサポートするための防災訓練事業	3,915,000
朝倉市社会福祉協議会	838-0068	福岡県朝倉市甘木198番地1	九州北部豪雨で被災された方々の心と体を元気にするための「笑いの健康」講座開催事業	499,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(4団体 9,950,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
がん研究会	135-8550	東京都江東区有明3丁目8番31号	増加する患者さんの待ち時間を解消するための最新の「全自动血液凝固測定装置」導入事業	4,500,000
日本対がん協会	104-0061	東京都中央区銀座7-16-12 G-7ビルディング9階	がんピアサポーター・フォローアップ事業	500,000
キャンサーネットジャパン	113-0034	東京都文京区湯島1-10-2 御茶の水K&Kビル2階	小児脳腫瘍の疾患啓発と患者・家族のための支援事業	3,750,000
静岡県結核予防会	420-0915	静岡県静岡市葵区南瀬名町6番20号	老健施設などの検診事業を充実するため、機材やスタッフを機動的に搬送するワンボックスカー車両の整備事業	1,200,000

④文化財の保護を行う事業(2団体 4,500,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
愛岐トンネル群保存再生委員会	486-0844	愛知県春日井市鳥居松町2-81 ポスト春日井版編集室内	日本一の近代化産業遺産に命を吹き込む市民活動 鉄道観光資源としてよみがえれ!愛岐トンネル群	4,050,000
大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ	836-0841	福岡県大牟田市築町2-8 大牟田カメラ3階	三池炭鉱(世界文化遺産)で使役された日本在来馬の顕彰、保護、共生を目的とした調査・啓発事業	450,000

⑤ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 (26団体 25,491,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
美馬森 JAPAN	981-0414	宮城県東松島市大塚字三反田 2-2-1	青少年の心のケアと健康増進のためのホースセラピー及び森林環境教育モデル事業	800,000
明日飛子ども自立の里	963-8403	福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字葉貫 1-3 番地 2	ひきこもり状態にある若者が、8050問題に陥らないための「家から社会に出たくなるプログラム作り」事業	3,060,000
栃木県青年会館	320-0066	栃木県宇都宮市駒生 1 丁目 1 番 6 号	栃木県青年会館の青少年活動支援のための送迎車の増備事業	800,000
子どもとまつど	271-0051	千葉県松戸市馬橋 2 8 5 5 番地 マンションニュー松戸 4 0 7 号	主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	500,000
鎌倉てらこや	247-0056	神奈川県鎌倉市大船 1-2-2-3 千里ビル 3 F	不登校・ひきこもり等を未然に防ぐための、地域・行政・大学生の連携による子どもたちの居場所作り事業。	2,700,000
ムーミンの会	220-0055	神奈川県横浜市西区浜松町 10-10 なかまの社	ムーミンなかま食堂事業	500,000
みんなの街	408-0202	山梨県北杜市明野町小笠原 3 5 6 2	参加者による自己運営を目指した、自分で考え、動ける力を育むフィールド作り	500,000
フリー・ザ・チルドレン・ジャパン	157-0062	東京都世田谷区南鳥山 6-6-5 3 F	サービスマニグ教材無料教材の開発及び、主に公立学校へ出前授業実施事業とweb運動	2,000,000
全国少年警察ボランティア協会	102-0093	東京都千代田区平河町 1 丁目 8 番 2 号 山京半蔵門パレス 3 0 3 号	インターネット利用に係る非行及び被害防止対策の推進のためのセミナー事業	500,000
ドットジェイビー	102-0083	東京都千代田区麹町 2-1-0-2 プレミアムオフィス 3 0 4	青少年の「考え発信・行動する力」の養成および社会参画促進のための「未来自治体全国大会」事業	4,500,000
石窯スマイル研究会	390-0804	長野県松本市横田 4-1-1	石窯を活用して青少年の健全育成活動を図るため活動事業「小中学生を対象とする新規事業」	223,000
信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ	390-0304	長野県松本市大村 1082-4	安全なファミリー登山を広めるための事業	447,000
アスクネット	456-0006	愛知県名古屋市中区熱田区沢下町 8-5 愛知私学会館東館 3 階	未来を創り出す次世代リーダー育成プログラム実施検証事業	880,000
健康推進プラットフォーム	458-0831	愛知県名古屋市中区緑区鳴海町字向田 9 5 リベスタ鳴海 1 2 0 3	障がいを抱える子どもたちの学校における環境作りのための健康システムコーディネート養成事業	500,000
日本こころのカウンセリング協会	471-0823	愛知県豊田市今町 3-7-5 0	不登校や引きこもりのサポーター養成のための講習会事業	720,000
子育て・子育て支援 NPO たんぼぼ	457-0863	愛知県名古屋市中区豊 4-1-0-6 堀田サンハイツ A-5 1 2	子どもの「自尊心」と「主体性」を育むための講座	300,000
仕事工房ボロボ	502-0812	岐阜県岐阜市八代 3 丁目 2 7-8	ひきこもり状態で社会の中に居場所を見いだせない子ども・若者のための居場所作りと手紙での交流事業	500,000
すいた体験活動クラブ	565-0854	大阪府吹田市桃山台 2-3-10-402	児童たちが校庭で「サツマイモ」と「ジャガイモ」を栽培する学習支援事業	400,000
オーシャンゲート ジャパン	542-0086	大阪府大阪市中央区西心斎橋 2-1-8-6 アベニュー心斎橋 7 0 4 号	青少年の健全な育成を図るための「気づき」「学び」「出会い」を促進する海洋体感事業	900,000
若者応援コミュニティとりのす	700-0807	岡山県岡山市北区伊福町 4-4-3 1 (201)	大学生による、小学生のための、課外学習推進事業	500,000
赤磐子ども NPO センター	701-2222	岡山県赤磐市町苅田 3 2 4 陽なたぼっこ	地域のみんなが集う拠点施設「陽なたぼっこ」の安全確保のためのブロック塀解体と屋根改修事業	2,061,000
こども未来ネットワーク	682-0865	鳥取県倉吉市越中町 1 5 8 3-1	メディアにたよらない子育てのススメ(おもちゃ遊び)体験事業	400,000
吉野川に生きる会	776-0013	徳島県吉野川市鴨島町上下島 8 1-6	高齢者の健康生きがいづくりと、次代の子に文化と自然環境が学べる事業	300,000
えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136	愛媛県松山市上野町甲 6 5 0 番地 愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育の再構築事業のために地域教育実践交流集会の開催	500,000
福岡教育サポート	816-0863	福岡県春日市須玖南 8-5-4-2-202	貧困世帯の子どもたちの学力と進路を保障するための学習支援事業	500,000
ネットポリス鹿児島	892-0862	鹿児島県鹿児島市坂元町 7-7-4	青少年が正しくスマートフォン等を利活用できる環境づくりのための指導者養成講座	500,000

⑥ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 (3団体 1,450,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
愛夢	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野 3-1-4-17 SAビル	青少年からシニアまでマリンスポーツ体験を通じて健康を寄与する事業	500,000
しいだコミュニティ倶楽部	829-0331	福岡県築上郡築上町大字高塚 7 8 7 番地 2	知的障がい者のニュースポーツ体験事業	450,000
ルートプラス	811-3209	福岡県福津市日蔭野 4 丁目 8-1-4	子どもの“できた!”を引き出す多種目運動・スポーツ体験プロジェクト	500,000

⑦ 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業 (1団体 4,000,000円)

配分団体			使途内容	配分額 (円)
名称	住所			
サンチュアリエヌビーオー	433-8123	静岡県浜松市中区幸 2-1-7-9	遠州灘海岸におけるマイクロプラスチックゼロプロジェクト	4,000,000

(2) 特別特助成 (18団体 46,627,000円)

東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨災害による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
吉里吉里国	028-1101	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目404-44	大槌の地域復興のための森林の再生と人材の育成事業	3,600,000
サンガ岩手	020-0006	岩手県盛岡市本宮5-10-13	岩手県盛岡市と大槌町における生活支援を実施する為の福祉車両整備事業	1,530,000
桜ライン311	029-2205	岩手県陸前高田市高田町大隅93-1 高田大隅つどいの丘商店街9号	東日本大震災の教訓を被災地だけではなく、全国に伝え次の災害での人的被害軽減に繋げる植樹事業	3,750,000
「居場所」創造プロジェクト	022-0001	岩手県大船渡市末崎町字平林54-1	「居場所ハウス」における被災者の生活環境改善のための復興支援事業	2,400,000
復興支援士業ネットワーク	983-0838	宮城県仙台市宮城野区二の森2-20	精神疾患障害等の被災者の就職促進・就労移行支援後のサポート体制構築の向上を図るための復興支援事業	2,800,000
仙台夜まわりグループ	983-0044	宮城県仙台市宮城野区宮千代2丁目10番12号	「仙台、宮城、東北全域の被災者・生活困窮者のための相談業務、生活取り戻しの伴走、中間的就労提供事業」	2,610,000
亙理いちごっこ	989-2351	宮城県亙理郡亙理町字南町東10-1	食と音楽による仙南を中心とした活性化プロジェクト	3,250,000
福島やさい畑～復興プロジェクト	964-0906	福島県二本松市若宮1-370	震災後の根強い風評被害により苦戦する福島産農産物を首都圏に車で販売に行く復興活動事業	2,640,000
会津地域連携センター	965-0035	福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	2,240,000
Bridge for Fukushima	960-8061	福島県福島市五月町2-22	福島の高校生・大学生による復興課題解決事業	2,080,000
ビーンズふくしま	960-8066	福島県福島市矢矧町22-5	避難生活を送る子どものための「遊び」「学習」「体験活動」を通じた居場所づくりと避難子育て家庭支援活動	4,500,000
フォトサルベージの輪	277-0871	千葉県柏市若柴1-25 レジデンス北斗405号 柏の葉ワークサイト (KWS)	西日本豪雨及び東日本大震災の被災写真を修復・返却するための災害救済事業	2,320,000
全日本企業福祉協会	215-0005	神奈川県川崎市麻生区千代ヶ丘8-11-14	東日本大震災避難者が避難者のために、避難地の遊休農地を活用した交流の場づくり支援事業	2,320,000
神戸まちづくり研究所	658-0013	兵庫県神戸市東灘区深江北町4丁目8番19-202号	専門家集団による被災経験を活かした「復興地域づくり」支援事業	1,690,000
ペアレント・サポートすてっぷ	710-0036	岡山県倉敷市粒浦217-2	西日本豪雨災害復興事業”支える人を支える”～障害児の保護者と支援者のためのツイン・プロジェクト～	2,700,000
藤田学院	682-8555	鳥取県倉吉市福庭854番地	西日本豪雨災害の被災者のための健康づくり支援事業	1,557,000
福島の子どもたち香川へおいでプロジェクト	760-0022	香川県高松市西内町7-25	福島の子どものための保養を通して被災地と香川をつなぎ息長い被災地支援の輪を広げる事業	640,000
A C T くまもと	860-0823	熊本県熊本市中央区世安町212-4-403	熊本地震被災者の心のケア・自立支援を図り、仮設退去後のコミュニティに積極的に参加できるようにする事業	4,000,000

(3) 平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に必要な資金 (1団体 98,713,614円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	105-6308	東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー8階	技術役員ユニフォームの開発にかかる事業	98,713,614

6 特殊切手「ラグビーワールドカップ2019™（寄附金付）」に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

○ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に必要な資金（1団体 12,819,999円）

配分団体			使途内容	配分額（円）
名称	住所			
公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会	160-0013	東京都新宿区霞ヶ丘町4-1	ラグビーワールドカップ2019大会100日前イベント開催	12,819,999

7 日本郵便株式会社の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

事業\項目	平成27年用		平成28年用		平成29年用		平成30年用		平成31年用(案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業(社会福祉増進)	202	40,132	155	30,137	150	24,869	112	17,618	123	19,867
2号事業(非常災害救助・予防)	31	8,612	30	9,617	38	11,095	25	6,636	23	5,347
(再掲) 東日本大震災、平成28 年熊本地震* ¹ 及び平成 30年7月豪雨災害* ²	27	7,821	27	9,277	33	10,248	21	5,763	18	4,663
3号事業(特殊疾病治療・予防)	2	336	1	320	2	655	2	750	4	995
4号事業(原爆治療・援助)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業(交通事故・水難)	1	28	2	428	2	68	2	336	0	0
6号事業(文化財保護)	2	473	1	52	0	0	1	45	2	450
7号事業(青少年健全育成)	36	4,812	40	5,667	29	4,553	28	3,521	26	2,549
8号事業(健康保持増進)	3	300	3	132	1	50	1	36	3	145
9号事業(海外留学生援護)	2	270	1	428	0	0	1	336	0	0
10号事業(地球環境保全)	5	1,229	10	2,015	10	2,133	3	791	1	400
計* ³	284	56,191	243	48,795	232	43,421	175	30,070	182	29,753

*1：平成29年用配分より公募開始

*2：平成31年用配分より公募開始

*3：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

8 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

(寄附の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）

第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第十五条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成27年法律第34号）

第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会（平成二十四年五月十日に一般財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）が調達するラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。